

南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 8年 3月18日

南知多町長

石黒和彦

南知多町条例第14号

南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年南知多町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「及び第4項から第6項」を「、第3項及び第5項から第7項」に改める。

第9条第2項中「南知多町職員の旅費に関する条例（平成2年南知多町条例第7号）」を「南知多町職員等の旅費に関する条例（令和8年南知多町条例第 号）」に改める。

第13条第4項中「、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第13条の2第4項中「、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。